

京都市若杉学園条例の一部を改正する条例(平成23年3月23日京都市条例第75号)

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)

障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設としての事業を廃止し、障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護に係る事業を行うこととしたことに伴い、当該事業に係る入園資格及び使用料を定めることとしました。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

京都市若杉学園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 75 号

京都市若杉学園条例の一部を改正する条例

京都市若杉学園条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 主として知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者をいう。）であって常時介護を要する者に対し、排せつ又は食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市若杉学園

位 置 京都市南区東九条下殿田町24番地

(事業)

第2条 京都市若杉学園（以下「学園」という。）においては、次の事業を行う。

(1) 障害者自立支援法（以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護を行う事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める社会福祉の増進に関する事業

第4条第1項第1号中「法」を「第2条第1号に規定する生活介護に関して法」に、「知的障害者」を「法第4条第1項に規定する障害者」に改め、同項第2号中「第16条第1項第2号に掲げる」を「第15条の4に規定する」に改める。

第5条を次のように改める。

(利用制限)

第5条 市長は、管理上支障があると認めるときは、学園の利用を制限することができる。

第6条第2項中「附則第21条第2項」を「第29条第3項」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)